


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>		<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>			
<p>○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 医療法施行細則等の一部を改正する規則 (以上県例規集登載)</p> <p style="text-align: center;">【告示】</p> <p>○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正 (県例規集登載)</p> <p>○ 地方卸売市場に関する許可事項の変更</p> <p>○ 道路の供用開始</p> <p>○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し</p> <p>○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更</p> <p style="text-align: center;">【公告】</p> <p>○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請</p> <p>○ 家畜伝染病の発生</p> <p>○ 農業経営基盤強化促進法第八条第三項の規定による農地中間管理機構の事業規程の</p>	<p>人事課</p> <p>医療推進課</p> <p>子ども未来課</p> <p>農産課</p> <p>道路整備課</p> <p>会計課</p> <p>〃</p> <p>県民生活交通課</p> <p>畜産課</p> <p>農村振興課</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>承認</p> <p>○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了</p> <p>○ 〃</p> <p style="text-align: center;">【人事委員会】</p> <p>○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)</p>		<p>建築指導課</p> <p>〃</p> <p>人事委員会</p>	<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>

岡山県規則第五十六号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第八項中「受給資格証」を「受給資格者証」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 受給資格者は、受給資格者証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、受給資格者氏名住所変更届（様式第八号の二）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて、速やかに任命権者に提出しなければならない。

9 任命権者は、前項の受給資格者氏名住所変更届の提出を受けたときは、受給資格者証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第十六条第一項中「以下「再就職手当」を「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。

）を除く。以下「再就職手当」に改め、「様式第十七号（一）」の下に「就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第十七号の二）」を加え、「様式第十七号の三」を「様式第十七号の三」に改める。

様式第八号の次に次の様式を加える。

平成26年9月30日 岡山県公報 第11623号

様式第8号の2（第9条関係）

受給資格者氏名住所変更届

受給資格者証番号					
新 氏 名					
1 氏名	フリ ガナ				
	新				
	旧				
2 住所 (居所)	新				
	旧				
3 生年月日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日		
岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）第9条第8項の規定により上記のとおり届けます。					
年 月 日					
受給資格者氏名					
任命権者 殿					
備 考					口座名義変更確認欄

注 意 事 項

- 1 氏名を変更したときは、「受給資格者氏名住所変更届」中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、「受給資格者氏名住所変更届」中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 この届書には、変更の事実を証明することができる書類（例えば住民票）を添えること。
- 4 印欄には、記載しないこと。

様式第十三号表を次のように改める。

平成26年9月30日 岡山県公報 第11623号

様式第13号（第12条関係）

（表）

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

				受給資格者証番号					
申請者	氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日		
診療担当者の証明	傷病の名称及びその程度								
	初診年月日	年	月	日					
	傷病の経過	年	月	日	治ゆ・転医・中止・継続中				
	傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	年	月	日から	}	日間			
		年	月	日まで					
上記のとおり証明する。 年 月 日		電話番号							
診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名									
支給申請期間	同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)							
	の給付を受けることができる期間	年	月	日から	年	月	日まで	日間	
		年	月	日から	年	月	日まで	日間	
傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年	月	日から	年	月	日まで	日間		
内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。		内職又は手伝いをした日	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
		月 月 月	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
		日 日 日	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）第12条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。									
年 月 日									
申請者氏名									
任命権者 殿									
処理欄	支給期間	年	月	日から	年	月	日まで	日間	

様式第二十号の二(中)

賃金月額	万円	雇用期間	年月日まで
	千円		年月日まで
			カ月)

セ

賃金月額	万円	雇用期間	年月日まで
	千円		年月日まで
			カ月)

「セ」,常用就職支度金又は「セ」に相当する退職手当又は「セ」,常用就

職支度金に相当する退職手当及び「セ」又は「セ」の「具体的に記載する」の次「セ」とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものをそれぞれ「セ」を加え「セ」を様式第二十号の三「セ」同様式の前「セ」の「セ」を加える。

平成26年9月30日 岡山県公報 第11623号

様式第17号の2（第16条関係）

（表）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

		受給資格者証番号				
1 申請者	氏名			住所	(電話番号)	
2 就職先の事業所	名称			事業所番号		
	所在地			(電話番号)		
3 一週間の所定労働時間	時間	分	4 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万	千円	
5 雇用期間中の賃金支払状況						
賃金支払対象期間		の 基礎 日数	賃金額			備考
			A	B	計	
事業主の証明	月日 ~ 月日					
	月日 ~ 月日					
	月日 ~ 月日					
	月日 ~ 月日					
	月日 ~ 月日					
	月日 ~ 月日					
	月日 ~ 月日					
	就職年月日 ~ 月日					
6 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは、名称及び代表者の氏名)						
岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）第16条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 殿 申請者氏名						
備考						
処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年	月 日	

(裏)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至つた日の翌日から起算して2箇月以内に、申請者が退職当時所属していた任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては受給資格者証番号欄及び1欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては2欄から6欄までをそれぞれ記載すること。ただし、受給資格者証番号欄及び1欄は、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は、記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、又は詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 事業主の記載事項について
 - (1) 3欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6箇月に至つた時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - (2) 4欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - (3) 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - (4) 6欄において、2欄から5欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 7 印欄には、記載しないこと。

任 命 権 者 等 記 載 欄

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第五十七号

医療法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原 隆 太

医療法施行細則等の一部を改正する規則

(医療法施行細則の一部改正)

第一条 医療法施行細則(昭和三十五年岡山県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を並べ、

「(3) 登録医療機関の名称

を

(4) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類、

「(3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類」を「(5)」を「(4)」を「(6)」を「(7)」を「(6)」を

「(8) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の19第1項に規定する委

「(7) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の19第1項に規定する委

員会の委員の就任承諾書及び履歴書

に定める

員会の委員の就任承諾書及び履歴書

(8) その他知事が必要と認める書類

」

を。

様式第十九号を次のように改める。

様式第19号（第15条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者 住所
" 氏名 印
電話 ()
〔法人にあつては、その名称、主たる事務所〕
の所在地並びに代表者の職及び氏名

地域医療支援病院の業務報告書

医療法（昭和23年法律第205号）第12条の2の規定により、次のとおり
年度に係る地域医療支援病院の業務報告書を提出します。

記

1 病院の名称

2 病院の所在地

3 添付書類

- (1) 紹介された患者に対する医療の提供及び他の病院又は診療所に紹介した患者数の実績に関する書類
- (2) 共同利用（病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。）の実績に関する書類
- (3) 救急医療の提供の実績に関する書類
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績に関する書類
- (5) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法に関する書類
- (6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績に関する書類
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績に関する書類
- (8) 患者相談の実績に関する書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

岡山県告示第四百九十六号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

原案中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改め、同法の附則4中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と、「第17条」を「第6条第6項」と改め、

附 則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

平成26年9月30日 岡山県公報 第11623号

岡山県告示第四百九十七号

次に掲げる地方卸売市場について、次のとおり許可事項の変更があった。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更の内容

変更前	変更後	市場の名称	市場の所在地	開設者	取扱品目の部類
津山総合地方卸売市場	津山食品地方卸売市場	津山総合地方卸売市場	津山市津山口二七五・九	協同組合津山総合食品卸売市場	青果・水産物部
			津山市津山口二六二・一二二	津山中央青果株式会社	青果部

二 変更理由

岡山県卸売市場条例（昭和四十六年岡山県条例第六十六号）第九条第一項の規定による営業の譲渡し及び譲受けの認可に基づく開設者等の地位の承継

三 変更年月日

平成二十六年九月十九日

平成26年9月30日 岡山県公報 第11623号

岡山県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	倉敷笠岡線	<p>倉敷市船穂町船穂字長川池二七五七番七地先から 倉敷市船穂町船穂字長川池二七四三番一地先まで</p> <p>倉敷市船穂町船穂字犬神一七番二地先から 倉敷市船穂町船穂字長川池二七九二番一地先まで</p>	<p>平成二十六年十月一日 (十四時)</p>

平成26年9月30日 岡山県公報 第11623号

岡山県告示第四百九十九号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十六年九月九日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡 山 市 中 区 浜 三 丁 目 七 番 一 五 号
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 山 陽 放 送 サ ー ビ ス 代 表 取 締 役 南 部 年 克	
売 り さ ば き 場 所	岡 山 市 中 区 浜 三 丁 目 七 番 一 五 号	

岡山県告示第五百号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十六年九月九日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所
	岡 山 市 北 区 南 中 央 町 一 ・ 二	一 般 財 団 法 人 厚 生 会 理 事 長 黒 住 英 明	岡 山 市 北 区 奉 還 町 二 丁 目 二 番 一 号 岡 山 市 南 区 浦 安 南 町 四 九 五 番 地 五 岡 山 市 中 区 浜 三 丁 目 七 番 一 五 号

〔四三八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワークつむぎ

三 代表者の氏名

佐分利尚孝

四 主たる事務所の所在地

高梁市有漢町有漢八五一一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方やそのご家族に対して、地域生活支援に関する事業を実施し、障害のある方と地域住民との交流を図り、障害のある方と地域住民とが共生するまちづくり、地域福祉、さらには社会全体の利益に寄与することを目的とする。

〔四三九〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生日
ヨーネ病	乳用牛	平成二十三年七月十日	患畜	二頭	真庭市	平成二十六年九月十七日
三十九日						

〔四四〇〕農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第三項の規定により、農地中間管理機構の事業規程を次のとおり承認した。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 農地中間管理機構の名称

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

二 事業の種類

農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業

三 承認年月日

平成二十六年六月三十日

平成26年9月30日 岡山県公報 第11623号

(四四一) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七三四・五、一七三四・一二、一七三五・八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁六〇ニプラテイク一〇一

赤木 駿

三 許可番号

岡山県指令建指第一二二二号

〔四四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字見延七八八・二、七八九・一、七八九・五、七九〇・一、七九七・

三、七九七・八

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

愛知県稲沢市天池五反田町一

株式会社サークルKサンクス

代表取締役 竹内 修一

三 許可番号

岡山県指令建指第一二六号

岡山県人事委員会規則第二十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

理事官

を

理事官
留置管理官

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。